

令和3年度高岡市地域防災計画の改定案【概要】

資料 No. 1

改定のポイント

- 全国的に頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、国は、令和3年4月に災害対策基本法を改正、5月20日に施行
 - 令和元年東日本台風、房総半島台風の教訓、昨今の施策（新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策）の進展等を踏まえ、国は防災基本計画（令和2年3月）、県は地域防災計画（令和3年3月）を改定
 - 原子力災害への対策について、国は防災基本計画、県は地域防災計画を改定、また、原子力規制委員会は原子力災害対策指針（令和2年10月）を改正
- これらを踏まえ、本市における防災対策の強化のため、下記のとおり市地域防災計画の改定を行う。

①災害対策基本法の改正を踏まえた修正

全編共通

□ 避難情報の名称変更【避難勧告・避難指示の一本化】

本来避難すべき【警戒レベル4】避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れによる被災が発生している現状を踏まえ、避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うとともに、避難情報のあり方を包括的に見直す。

これまでの避難情報の発令

【警戒レベル5】災害発生情報

災害が発生していることを把握した場合、可能な範囲で災害発生を伝え、命を守る最善の行動を促す。

【警戒レベル4】

避難指示（緊急）

災害が発生するおそれが極めて高い状況等において、緊急的又は重ねて避難を促す場合等

避難勧告

避難に要する時間を考慮して発令

【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始

避難に要する時間を考慮して発令

避難情報の名称変更

【警戒レベル5】緊急安全確保

災害が発生しているか、または切迫している段階で発表

警戒レベル4までに必ず避難！

【警戒レベル4】避難指示

これまでの避難勧告の基準で発表

【警戒レベル3】高齢者等避難

高齢者や障がい者など、早めの避難が必要な人に伝わりやすくする

②令和元年東日本台風による検証結果を踏まえた修正

風水害・土砂災害・火災対策編、震災・津波対策編

□ 今般の感染症対応を踏まえた対策の明記

＜具体的な感染症対策例＞

- 避難先は、市指定の避難場所だけでなく、安全な場所に位置する親戚や友人の家や在宅避難等の分散避難も有効であることの周知
- 食料や飲料水、毛布等の従来の備蓄に加え、マスクや消毒液、パーティション等感染症対策物品の拡充配備
- 3密対策として、避難所の混雑状況等の適切な媒体（Lアラート、SNS、防災情報メール、HP等）による広報

②令和元年房総半島台風による検証結果を踏まえた修正

風水害・土砂災害・火災対策編、震災・津波対策編

□ 応援職員等の受入れ体制の整備

- 県や他自治体からの応援職員等の迅速な受け入れ体制の整備
- 執務スペース確保及び受入れ手順の検討

□ 長期停電・通信障害への対応強化

- 病院や社会福祉施設等の重要施設における非常用電源の確保
- 停電発生時における電力会社等事業者による被害状況の把握や被害復旧情報等の提供体制の整備

③原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正

原子力災害対策編

□ 緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）の見直し

警戒事態よりも先に施設敷地緊急事態や全面緊急事態が判断される可能性がある事象などを見直し。

参考：EAL（緊急時活動レベル）と緊急事態区分の関係

EAL （緊急時活動レベル）	緊急事態区分	内容
EAL 1	警戒事態	体制構築や情報収集を行い、住民保護のための準備を開始
EAL 2	施設敷地緊急事態	PAZ内の住民などの避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う
EAL 3	全面緊急事態	PAZ内の住民の避難等の住民防護措置、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備の開始等

その他

□ 防災機能を有する「道の駅」の機能強化

- 道の駅万葉の里高岡、道の駅雨晴

□ 避難所の運営における性的少数者への配慮、ホームレスの受入れにかかる方策の検討

□ 地区防災計画の策定促進

- 防災士と連携した自主防災組織等による地域特性に応じた地区防災計画の作成促進

□ 機構改編に伴う修正及び時点修正

- 福岡総合行政センターの廃止、課名変更、市内で発生した災害一覧の更新

例1：原子炉冷却材の漏洩

	警戒事態	
旧	① 保安規定で定める数値を超える漏洩が発生し、かつ、 ② 定められた時間内に措置できない場合	漏えい量が多い場合、保安規定上の措置が完了する前に敷地緊急事態が判断される可能性があったため、段階的な判断ができるよう、国が見直したもの
新	①かつ②、又は、 ③ 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする漏洩が発生	

例2：使用済燃料貯蔵プールに関する異常（新規基準未適合の場合）

	警戒事態	
旧	① 使用済燃料貯蔵プールの水位維持不可、又は、 ② 当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定不可	保安規定で定める注水措置の準備中は警戒事態を判断しないまま施設敷地緊急事態が判断される可能性があったため、段階的な判断がされるよう、国の指導に基づき北陸電力が原子力事業者防災業務計画において見直したもの
新	① 使用済燃料貯蔵プールの水位が燃料頂部から上方4メートルの水位まで低下、又は、 ② 当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定不可	